

告 示

埼玉県告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光北インター地域土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十二月二十五日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目の一部、四丁目の一部、五丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉五丁目四番一号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成二十八年一月十二日